

令和 7 年 3 月市議会定例会提出議案

八 尾 市

議案第 2 号

市道路線の認定及び廃止に関する件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、次のとおり市道路線を認定し、又は廃止するについて、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

開発行為に伴い本市に帰属したもの及び道路整備事業等によるものについて、路線を認定し、又は廃止する必要があるので、本案を提出する次第である。

1 認定する路線

路 線 名	起 終 点
八尾第 6 6 4 号線	楠根町一丁目地内 楠根町一丁目地内
八尾第 9 3 1 号線	南本町二丁目地内 南本町二丁目地内
八尾第 9 3 2 号線	緑ヶ丘五丁目地内 緑ヶ丘五丁目地内
八尾第 9 3 3 号線	南本町一丁目地内 南本町一丁目地内
八尾第 9 3 4 号線	楠根町一丁目地内 楠根町一丁目地内
八尾第 9 3 5 号線	緑ヶ丘一丁目地内 萱振町一丁目地内
八尾第 9 3 6 号線	緑ヶ丘一丁目地内 緑ヶ丘一丁目地内
久宝寺第 7 2 号線	西久宝寺地内 西久宝寺地内
久宝寺第 7 5 号線	久宝寺六丁目地内 西久宝寺地内
久宝寺第 1 2 6 号線	南久宝寺一丁目地内 南久宝寺一丁目地内
久宝寺第 1 4 3 号線	北久宝寺一丁目地内 北久宝寺一丁目地内
久宝寺第 1 4 4 号線	東久宝寺一丁目地内 東久宝寺一丁目地内
久宝寺第 1 4 5 号線	神武町地内 神武町地内

路 線 名	起 終 点
竜華第 4 8 7 号線	跡部本町二丁目地内 跡部本町二丁目地内
竜華第 5 3 5 号線	竹湊四丁目地内 竹湊四丁目地内
竜華第 5 3 6 号線	南太子堂五丁目地内 南太子堂五丁目地内
竜華第 5 3 7 号線	南太子堂五丁目地内 南太子堂五丁目地内
竜華第 5 3 8 号線	跡部本町二丁目地内 跡部本町二丁目地内
竜華第 5 3 9 号線	太子堂二丁目地内 太子堂二丁目地内
竜華第 5 4 0 号線	太子堂二丁目地内 太子堂二丁目地内
竜華第 5 4 1 号線	南太子堂六丁目地内 南太子堂六丁目地内
竜華第 5 4 2 号線	植松町五丁目地内 植松町五丁目地内
竜華第 5 4 3 号線	太子堂三丁目地内 太子堂三丁目地内
大正第 5 1 4 号線	太田八丁目地内 太田八丁目地内
山本第 5 2 4 号線	上尾町二丁目地内 上尾町二丁目地内
山本第 6 2 7 号線	東山本新町四丁目地内 東山本新町四丁目地内

路 線 名	起 点 終 点
山本第 6 2 8 号線	上之島町南二丁目地内 上之島町南二丁目地内
山本第 6 2 9 号線	西山本町三丁目地内 西山本町三丁目地内
南高安第 4 0 7 号線	恩智南町五丁目地内 恩智南町五丁目地内
南高安第 4 0 8 号線	恩智南町五丁目地内 恩智南町五丁目地内
南高安第 4 0 9 号線	教興寺一丁目地内 教興寺一丁目地内
南高安第 4 1 0 号線	恩智北町一丁目地内 恩智北町一丁目地内
高安第 1 3 1 号線	服部川一丁目地内 服部川一丁目地内
曙川第 4 6 2 号線	八尾木五丁目地内 八尾木五丁目地内
志紀第 2 5 1 号線	田井中二丁目地内 田井中二丁目地内
志紀第 2 5 2 号線	弓削町二丁目地内 弓削町二丁目地内

2 廃止する路線

路 線 名	起 終 点
八尾第 6 6 4 号線	楠根町一丁目地内 楠根町一丁目地内
久宝寺第 7 2 号線	西久宝寺地内 西久宝寺地内
久宝寺第 7 5 号線	久宝寺六丁目地内 西久宝寺地内
久宝寺第 1 2 6 号線	南久宝寺一丁目地内 南久宝寺一丁目地内
久宝寺第 2 0 2 4 号線	西久宝寺地内 西久宝寺地内
竜華第 4 8 7 号線	跡部本町二丁目地内 跡部本町二丁目地内
大正第 3 8 9 号線	太田九丁目地内 太田九丁目地内
大正第 5 1 4 号線	太田八丁目地内 太田八丁目地内
山本第 5 2 4 号線	上尾町二丁目地内 上尾町二丁目地内

議案第 3 号

八尾市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正の件

八尾市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年八尾市条例第109号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）の一部改正を踏まえ、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

八尾市職員の勤務時間等に関する条例（昭和26年八尾市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「第10条に規定する介護休暇の介護の対象となる者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者（親族等（配偶者等（配偶者及び職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として市長が認めるものをいう。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者等の父母その他市長が定める者をいう。第12条第1項において同じ。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。）」に、「並びに第2項及び前項中」を「及び第2項中」に改め、「養育」とあるのは「」の次に「第4項に規定する」を、「支障がある」と」の次に「、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「次項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と」を加える。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（親族等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条 任命権者は、職員が親族等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(委任)

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第4号

八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正の件

八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

八尾市立小学校、中学校及び義務教育学校に配置する外国語指導助手の報酬額について、国が定める外国語指導助手の報酬基準が改定されることに伴い、本市の外国語指導助手に対する報酬を引き上げるにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）
の一部を次のように改正する。

別表第2中	「	月額280,000円	を	「	月額335,000円	に改める。
		月額300,000円			月額345,000円	
		月額325,000円			月額355,000円	
		月額330,000円			月額360,000円	
	」			」		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 号

八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正により、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられることから、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る申請手数料の規定等を整備するほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により、建築物等の審査・検査の対象となる建築物の規模等が見直されることから、建築物等に関する確認・検査の申請等に関する手数料の規定等を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市手数料条例の一部を改正する条例

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び申請又は計画の通知の方法の欄」を削り、同項の表を次のように改める。

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	38,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	50,000円
(3)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	72,000円
(4)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	97,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	307,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	524,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

この表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては当該各号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積、法第87条の2第1項の規定による認定（同条第2項において準用する法第86条の8第3項の認定を含む。）に係る建築物にあっては第4号又は第5号に定める面積に2分の1を乗じて得た面積）について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）

当該建築に係る部分の床面積

- (2) 確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積
- (4) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕若しくは模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積
- (5) 確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

第3条第3項第1号の表を次のように改める。

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	25,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	29,000円
(3)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	36,000円
(4)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	60,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	84,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	229,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	336,000円

(8)	50,000平方メートルを超えるもの	566,000円
この表の床面積の合計は、建築物を建築した場合にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、既存建築物に同一棟として増築する場合にあっては当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積について算定し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕又は模様替に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積について算定する。（次号の表において同じ。）		

第3条第3項第2号の表床面積の合計の欄中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表金額の欄中「20,000円」を「22,000円」に、「24,000円」を「26,000円」に、「30,000円」を「33,000円」に、「52,000円」を「57,000円」に、「71,000円」を「78,000円」に、「199,000円」を「218,000円」に、「288,000円」を「315,000円」に、「478,000円」を「523,000円」に改め、同項第3号の表中間検査を行う部分の床面積の合計の欄中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表金額の欄中「18,000円」を「20,000円」に、「21,000円」を「23,000円」に、「27,000円」を「29,000円」に、「46,000円」を「50,000円」に、「62,000円」を「68,000円」に、「168,000円」を「184,000円」に、「255,000円」を「279,000円」に、「430,000円」を「470,000円」に改め、同条第4項中「及び申請又は計画の通知の方法」を削り、同項の表を次のように改める。

項	区分	金額
(1)	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	24,000円
(2)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	13,000円

(4)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円
-----	--	---------

備考 金額の欄に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

第3条第5項各号列記以外の部分中「及び申請又は計画の通知の方法」を削り、同項第1号の表を次のように改める。

項	区分	金額
(1)	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	24,000円
(2)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	15,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	13,000円
(4)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 金額の欄に定める額は、1の建築設備ごとの額とする。

第3条第5項第2号の表を次のように改める。

項	区分	金額
(1)	工作物を築造する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	21,000円
(2)	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	12,000円

備考 金額の欄に定める額は、1の工作物ごとの額とする。

第3条第6項の表及び同条第7項第1号の表中「18,000円」を「20,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に改め、同項第2号の表中「12,000円」を

「14,000円」に改め、同条中第10項を第11項とし、同条第9項第44号の表床面積の合計の欄中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表金額の欄中「33,000円」を「38,000円」に、「44,000円」を「50,000円」に、「60,000円」を「72,000円」に、「87,000円」を「97,000円」に、「116,000円」を「130,000円」に、「275,000円」を「307,000円」に、「470,000円」を「524,000円」に、「730,000円」を「814,000円」に改め、同項第45号の表以外の部分中「21,000円」を「23,000円」に改め、同号の表床面積の合計の欄中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表金額の欄中「33,000円」を「38,000円」に、「44,000円」を「50,000円」に、「60,000円」を「72,000円」に、「87,000円」を「97,000円」に、「116,000円」を「130,000円」に、「275,000円」を「307,000円」に、「470,000円」を「524,000円」に、「730,000円」を「814,000円」に改め、同項第45号の2の表床面積の合計の欄中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同表金額の欄中「33,000円」を「38,000円」に、「44,000円」を「50,000円」に、「60,000円」を「72,000円」に、「87,000円」を「97,000円」に、「116,000円」を「130,000円」に、「275,000円」を「307,000円」に、「470,000円」を「524,000円」に、「730,000円」を「814,000円」に改め、同項第46号の3の表床面積の合計の欄中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「27,000円」を「31,000円」に、「36,000円」を「40,000円」に、「49,000円」を「58,000円」に、「70,000円」を「77,000円」に、「93,000円」を「104,000円」に、「220,000円」を「245,000円」に、「377,000円」を「419,000円」に、「584,000円」を「651,000円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為」を「建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為」を「建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為」に改め、同項の表を次のように改め、同項を同条第9項とする。

項	建築物の用途		床面積の合計	金額
(1)	住宅（人の居住の用にのみ供する建築物（共用部分を含む。以下この項について同じ。）以外の用途のみに供するものの。	工場等のみのもの	300平方メートル未満のもの	8,900円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	20,100円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	29,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	73,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	110,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	138,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	171,700円
			50,000平方メートル以上のもの	238,600円
(2)		その他のもの	300平方メートル未満のもの	43,100円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	85,500円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	113,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	183,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	239,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	287,600円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	338,100円
			50,000平方メートル以上のもの	437,700円

(3)	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	7,400円
		200平方メートル以上のもの	8,200円
(4)	共同住宅等	300平方メートル未満のもの	14,100円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	25,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	69,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	127,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	214,800円
		50,000平方メートル以上のもの	377,500円
(5)	複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。）	住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の工場等のみのもの又は同表(2)の項のその他のものとみなして床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(3)の項の一戸建ての住宅又は同表(4)の項の共同住宅	

		等とみなして床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考		
1 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。 2 前項の表の備考1及び備考2の規定は、この表についても適用する。		

第3条第7項の次に次の1項を加える。

- 8 確認の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為である場合であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第2条第1項第1号に該当する場合に限る）又は計画の通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合であって建築物省エネルギー法施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）をしようとする者は、第1項の金額のほか、建築物ごとに次の表の建築物の用途の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	建築物の用途	床面積の合計	金額
(1)	一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	20,600円
		200平方メートル以上のもの	22,100円
(2)	共同住宅等	300平方メートル未満のもの	38,400円

(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。)	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
	50,000平方メートル以上のもの	982,600円
備考		
1 「建築物の用途」とは、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。		
2 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。		

第6条の2第2項中「及び確認の申請書の欄」を削り、同項の表を次のように改める。

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	38,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	50,000円
(3)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	72,000円
(4)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	97,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内	307,000円

	のもの	
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内 のもの	524,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円
備考 この表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。 (1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る建築物を建築する場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積の2分の1） (2) 法第6条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積） (3) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積 (4) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕若しくは模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積 (5) 法第6条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1		

第6条の2第5項中「及び確認の申請書の欄」を削り、同項の表を次のように改める。

項	昇降機の内容	金額
(1)	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	24,000円
(2)	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	13,000円
(4)	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円
備考 金額の欄に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。		

第6条の3第1項の表を次のように改める。

項	認定等の申請に係る建築物の種別及び評価方法の種別	床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物（住宅（人の居住の用にのみ供する建築物（共用部分を含む。））。以下この条において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をい	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,300円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	31,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円
			147,400円

	う。以下この条において同じ。)			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
				50,000平方メートル以上のもの	325,300円
		その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	103,400円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	130,800円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,400円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	275,800円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	359,300円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	431,300円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,500円
				50,000平方メートル以	654,000円

				上のもの	
		その他のもの		300平方メートル未満のもの	265,800円
				300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	332,300円
				1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	428,200円
				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	609,900円
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	750,600円
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	886,700円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,011,300円
				50,000平方メートル以上のもの	1,260,300円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの			5,900円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	22,900円
				200平方メートル以上のもの	24,500円

			誘導基準 併用法に よるもの	200平方メートル未満 のもの	32,200円
			その他の もの	200平方メートル以上 のもの	35,300円
				200平方メートル未満 のもの	42,300円
				200平方メートル以上 のもの	46,900円
(3)	共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。)	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		300平方メートル未満 のもの	11,300円
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	23,700円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円
				50,000平方メートル以上のもの	343,100円
		その他の	誘導仕様 基準によ	300平方メートル未満 のもの	40,700円

		もの	るもの	300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	68,500円
				2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	121,900円
				5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	183,000円
				10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	333,800円
				25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	562,700円
				50,000平方メートル以 上のもの	985,000円
			誘導基準 併用法に よるもの	300平方メートル未満 のもの	61,600円
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	101,800円
				2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	175,300円
				5,000平方メートル以 上10,000平方メートル 未満のもの	254,900円
				10,000平方メートル以	487,700円

				上25,000平方メートル未満のもの	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	848,100円
				50,000平方メートル以上のもの	1,533,200円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	82,500円
				300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	229,400円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	327,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	642,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,134,200円
				50,000平方メートル以上のもの	2,082,300円
(4)	複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。）			住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)	

の項の非住宅建築物とみなして認定等の申請に係る建築物の種別及び評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして認定等の申請に係る建築物の種別及び評価方法の種別の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる
--

	額を加算した額
備考	
1	「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。
2	「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。
3	「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物省エネルギー法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。） (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。） (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
4	「モデル建物法」とは、法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。
5	「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。
6	「誘導基準併用法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定

める省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)若しくは第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

7 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

第6条の3第2項中「及び確認の申請書の欄」を削り、同項の表を次のように改める。

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	38,000円
(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	50,000円
(3)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	72,000円
(4)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	97,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	307,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	524,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考

1 この表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る建築物を建築する場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積の2分の1）

(2) 法第54条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（次号に掲げる場

合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

(3) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積

(4) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該修繕若しくは模様替又は用途の変更(以下この号において「当該修繕等」という。)に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積

(5) 法第54条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 前項の表の備考6の規定は、この表についても適用する。

第6条の3第5項中「及び確認の申請書の欄」を削り、同項の表を次のように改める。

項	昇降機の内容	金額
(1)	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合(この表の次項に規定する場合を除く。)	24,000円
(2)	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合(この表の次項に規定する場合を除く。)	13,000円
(4)	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考 金額の欄に定める額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

第6条の3第6項の表を次のように改める。

項	変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法の種別		変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円
	その他のも	モデル	300平方メートル未満のもの	52,400円

の	建物法 による もの	もの	
		300平方メートル以上	66,100円
		1,000平方メートル未満 のもの	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	86,400円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	138,600円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	180,400円
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	216,300円
		25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	253,500円
		50,000平方メートル以 上のもの	327,700円
	その他 のもの	300平方メートル未満の もの	133,600円
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	166,800円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	214,800円

				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	305,700円
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	376,000円
				10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	444,100円
				25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	506,300円
				50,000平方メートル以 上のもの	630,800円
(2)	一戸建 ての住 宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合 すると認めたもの			3,700円
		その他のも の	誘導仕 様基準 による もの	200平方メートル未満の もの	12,200円
				200平方メートル以上の もの	12,900円
			誘導基 準併用 法によ るもの	200平方メートル未満の もの	16,800円
				200平方メートル以上の もの	18,400円
			その他 のもの	200平方メートル未満の もの	21,800円
				200平方メートル以上の もの	24,200円
(3)	共同住	登録住宅性能評価機	300平方メートル未満の		6,400円

宅等	関等が技術的基準に適合すると認めたものの		もの	
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	12,600円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	26,900円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	47,400円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	75,500円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	113,900円
			50,000平方メートル以上のもの	172,200円
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	21,100円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	61,700円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	92,200円

	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	167,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	282,100円
	50,000平方メートル以上のもの	493,200円
誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	31,500円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	51,600円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,200円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	244,500円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	424,800円
	50,000平方メートル以上のもの	767,300円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	41,900円

			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	68,600円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	115,400円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	164,500円
			10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	321,800円
			25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	567,800円
			50,000平方メートル以 上のもの	1,041,900円
(4)	複合建築物			住宅以外の用 途に供する部 分をこの表(1) の項の非住宅 建築物とみな して変更の認 定の申請に係 る建築物の種 別及び変更の 認定に係る評 価方法の種別

の欄及び変更
の認定の申請
に係る建築物
の部分の床面
積の合計の欄
に掲げる区分
に応じそれぞ
れ同表の金額
の欄に掲げる
額に、住宅の
用途に供する
部分を同表(2)
の項の一戸建
ての住宅又は
同表(3)の項の
共同住宅等と
みなして変更
の認定の申請
に係る建築物
の種別及び変
更の認定に係
る評価方法の
種別の欄及び
変更の認定の
申請に係る建
築物の部分の
床面積の合計
の欄に掲げる
区分に応じそ
れぞれ同表の

		金額の欄に掲げる額を加算した額
備考		
1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。 2 第1項の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。		

第6条の3第7項の表以外の部分中「次の表の書面」を「次の表の書面の交付を受けようとする建築物の欄、書面」に改め、「の種別」及び「住宅以外の用途に供する部分の」を削り、同項の表を次のように改める。

項	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円

		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	232,500円
		50,000平方メートル以上のもの	325,300円
その他 のもの	モデル 建物法 による もの	300平方メートル未満のもの	103,400円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	130,800円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	171,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	275,800円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	359,300円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	431,300円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	505,500円
		50,000平方メートル以上のもの	654,000円
	その他 のもの	300平方メートル未満のもの	265,800円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	332,300円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	428,200円
		2,000平方メートル以上5,000	609,900円

				平方メートル未満のもの	
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	750,600円
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	886,700円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,011,300円
				50,000平方メートル以上のもの	1,260,300円
(2)	一戸建て の住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更で該当すると認めたもの			5,900円
		その他の もの	誘導	200平方メートル未満のもの	22,900円
			仕様 基準 による もの	200平方メートル以上のもの	24,500円
			誘導	200平方メートル未満のもの	32,200円
			基準 併用 法に よる もの	200平方メートル以上のもの	35,300円
			その	200平方メートル未満のもの	42,300円
			他の もの	200平方メートル以上のもの	46,900円

(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,700円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	93,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	149,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,300円
			50,000平方メートル以上のもの	343,100円
		その他のもの	誘導300平方メートル未満のもの	40,700円
			仕様基準300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	68,500円
			によるもの2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	121,900円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	183,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	333,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	562,700円

	の	
	50,000平方メートル以上のもの	985,000円
	の	
誘導	300平方メートル未満のもの	61,600円
基準	300平方メートル以上2,000平方	101,800円
併用	メートル未満のもの	
法に	2,000平方メートル以上5,000	175,300円
よる	平方メートル未満のもの	
もの	5,000平方メートル以上	254,900円
	10,000平方メートル未満のもの	
	10,000平方メートル以上	487,700円
	25,000平方メートル未満のもの	
	25,000平方メートル以上	848,100円
	50,000平方メートル未満のもの	
	50,000平方メートル以上のもの	1,533,200円
	の	
その	300平方メートル未満のもの	82,500円
他の	300平方メートル以上2,000平方	135,800円
もの	メートル未満のもの	
	2,000平方メートル以上5,000	229,400円
	平方メートル未満のもの	
	5,000平方メートル以上	327,600円
	10,000平方メートル未満のもの	
	10,000平方メートル以上	642,400円
	25,000平方メートル未満のもの	

			の	
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のも の	1,134,200円
			50,000平方メートル以上のも の	2,082,300円
(4)	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建

		ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考 第1項の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。		

第6条の3第8項の表以外の部分中「次の表の書面」を「次の表の書面の交付を受けようとする建築物の欄、書面」に改め、「の種別」及び「住宅以外の用途に供する部分の」を削り、同項の表を次のように改める。

項	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建	登録住宅性能評価	300平方メートル未満の	6,400円

建築物	機関等が軽微な変更 更に該当すると認め たもの		もの	
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	74,400円
			10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	93,800円
			25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	117,000円
			50,000平方メートル以 上のもの	163,400円
	その他 のもの	モデル建 物法によ るもの	300平方メートル未満の もの	52,400円
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	66,100円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	86,400円

			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	138,600円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	180,400円
			10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	216,300円
			25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	253,500円
			50,000平方メートル以 上のもの	327,700円
		その他の もの	300平方メートル未満の もの	133,600円
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満 のもの	166,800円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	214,800円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	305,700円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	376,000円
			10,000平方メートル以	444,100円

				上25,000平方メートル未満のもの	
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	506,300円
				50,000平方メートル以上のもの	630,800円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応当すると認めたもの			3,700円
		その他のもの	誘導仕様の基準によるもの	200平方メートル未満のもの	12,200円
				200平方メートル以上のもの	12,900円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	16,800円
				200平方メートル以上のもの	18,400円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	21,800円
				200平方メートル以上のもの	24,200円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応当すると認めたもの			6,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			12,600円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの			26,900円

		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	47,400円
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	75,500円
		25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	113,900円
		50,000平方メートル以 上のもの	172,200円
その他 のもの	誘導仕様 基準によ るもの	300平方メートル未満の もの	21,100円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	35,000円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	61,700円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	92,200円
		10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	167,500円
		25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	282,100円
		50,000平方メートル以	493,200円

			上のもの	
		誘導基準 併用法に よるもの	300平方メートル未満の もの	31,500円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	51,600円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	88,300円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	128,200円
			10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	244,500円
			25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	424,800円
			50,000平方メートル以 上のもの	767,300円
		その他の もの	300平方メートル未満の もの	41,900円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	68,600円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	115,400円
			5,000平方メートル以上	164,500円

			10,000平方メートル未満のもの	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	321,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	567,800円
			50,000平方メートル以上のもの	1,041,900円
(4)	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる

		額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考 第1項の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。		

第6条の4第1項の表以外の部分中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、「非住宅部分に係る部分の変更を含む」を削り、「次の表の判定」を「次の表の判定等に係

る建築物の欄、判定」に改め、「の種別」を削り、同項の表を次のように改める。

項	判定等に係る建築物	判定に係る建築物の用途	判定に係る建築物の評価方法	床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物（住宅（人の居住の用に供する建築物（共用部分を含む。）以下この条において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。）	工場等のみのもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	22,100円
				300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	31,000円
				1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	43,800円
				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	110,300円
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	166,000円
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	206,200円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	255,700円
				50,000平方メートル以上 のもの	355,500円
			その他の	300平方メートル未満のもの	26,800円

		もの	の	
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の もの	36,100円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	50,000円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	118,000円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	174,500円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	215,500円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	266,500円
			50,000平方メートル以上 のもの	368,600円
その他 のもの	モデル建 物法によ るもの	300平方メートル未満のも の		101,000円
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の もの		128,500円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの		169,100円

			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	273,500円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	357,000円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	428,900円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満 のもの	503,200円
			50,000平方メートル以上 のもの	651,600円
		その他の もの	300平方メートル未満のもの	263,400円
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満の もの	329,900円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	425,800円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	607,600円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの	748,300円
			10,000平方メートル以上	884,400円

			25,000平方メートル未満のもの	
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円
			50,000平方メートル以上 のもの	1,257,900円
(2)	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
			200平方メートル以上のもの	22,100円
		併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
			200平方メートル以上のもの	33,000円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円
			200平方メートル以上のもの	44,600円
(3)	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下	仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	66,200円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	119,600円
			5,000平方メートル以上	180,700円

この条において同じ。）	10,000平方メートル未満のもの	
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	331,500円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	560,400円
	50,000平方メートル以上のもの	982,600円
	併用法によるもの	
	300平方メートル未満のもの	59,300円
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	99,500円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	173,000円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	252,600円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	485,400円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	845,800円
	50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円

	その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	133,500円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	227,100円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	325,300円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	640,100円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円
		50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円
(4)	複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。）		住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして判定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲

	げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして判定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考 1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。 2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産	

物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

4 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この条において「省令」という。）第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。

5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

6 「仕様基準」とは、省令第1条第2号イ(2)及び省令第1条第2号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

7 「併用法」とは、省令第1条第2号イ(1)及び省令第1条第2号ロ(2)若しくは省令第1条第2号イ(2)及び省令第1条第2号ロ(1)に適合することを確認することという。

第6条の4第2項の表以外の部分中「第37条」を「第32条」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項の表を次のように改める。

項	判定等の区分	判定等に係る建築物の部分の床面積の合計	金額
(1)	判定	300平方メートル未満のもの	11,300円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
		25,000平方メートル以上50,000	232,500円

		平方メートル未満のもの	
		50,000平方メートル以上のもの	325,300円
(2)	変更の判定	300平方メートル未満のもの	6,400円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
		50,000平方メートル以上のもの	163,400円
備考 前項の表の備考2及び備考5の規定は、この表についても適用する。			

第6条の4第3項の表以外の部分中「第11条」を「第13条」に、「建築物の用途」を「建築物」に改め、「の種別」及び「住宅以外の用途に供する部分の」を削り、同項の表を次のように改める。

項	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法	変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	工場等の	モデル建物法の	300平方メートル未満のもの 11,800円

みの もの	による もの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,200円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	22,600円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	55,900円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	83,700円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	103,800円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	128,600円
		50,000平方メートル以上のもの	178,400円
	その他 のもの	300平方メートル未満のもの	14,100円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,700円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	25,700円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	59,700円

		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	88,000円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	108,500円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満の もの	134,000円
		50,000平方メートル以上の もの	185,000円
その 他の もの	モデル 建物法 による もの	300平方メートル未満のも の	51,200円
		300平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの	64,900円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満の もの	85,300円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	137,500円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	179,200円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	215,200円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満の	252,300円

				もの	
				50,000平方メートル以上のもの	326,500円
			その他 のもの	300平方メートル未満のもの	132,400円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	165,700円
				1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	213,600円
				2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	304,500円
				5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	374,900円
				10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	442,900円
				25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	505,200円
				50,000平方メートル以上のもの	629,700円
(2)	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの		200平方メートル未満のもの	11,000円
				200平方メートル以上のもの	11,800円
		併用法による		200平方メートル未満のもの	15,700円

(3)	共同住宅等	もの	の	
			200平方メートル以上のもの	17,200円
		その他のもの	200平方メートル未満のもの	20,700円
			200平方メートル以上のもの	23,000円
		仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円
			50,000平方メートル以上のもの	492,000円
		併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	30,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円

		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	87,200円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	127,000円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	243,300円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満の もの	423,600円
		50,000平方メートル以上の もの	766,200円
	その他のもの	300平方メートル未満のも の	40,800円
		300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	67,500円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	114,300円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	163,400円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	320,700円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満の	566,600円

		もの	
		50,000平方メートル以上のもの	1,040,700円
(4)	複合建築物		住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の欄及び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の

	一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の欄及び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考 第1項の表の備考2から備考7までの規定は、この表についても適用する。	

第6条の4第4項の表以外の部分中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第37条」を「第32条」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「評価方法の種別」を「評価方法」に改め、同項の表を次のように改める。

項	認定等の申請に係る建築物の種類及び認定等に係る評価方法		床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
			50,000平方メートル以上のもの	325,300円
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	101,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円

			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円
			50,000平方メートル以上のもの	651,600円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの	263,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円
			5,000平方メートル	748,300円

				以上10,000平方メートル未満のもの	
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円
				50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの			5,900円
		その他のもの	誘導仕様のもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
				200平方メートル以上のもの	22,100円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
				200平方メートル以上のもの	33,000円
			その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円
				200平方メートル以上のもの	44,600円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの		11,300円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		23,700円

		2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	52,300円
		5,000平方メートル 以上10,000平方メー トル未満のもの	93,300円
		10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	149,800円
		25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	226,300円
		50,000平方メートル 以上のもの	343,100円
その他 のもの	誘導仕様 基準によ るもの	300平方メートル未 満のもの	38,400円
		300平方メートル以 上2,000平方メー トル未満のもの	66,200円
		2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	119,600円
		5,000平方メートル 以上10,000平方メー トル未満のもの	180,700円
		10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	331,500円
		25,000平方メートル	560,400円

	以上50,000平方メートル未満のもの	
	50,000平方メートル以上のもの	982,600円
誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
	50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円
	2,000平方メートル	227,100円

				以上5,000平方メートル未満のもの	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	325,300円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	640,100円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,131,900円
				50,000平方メートル以上のもの	2,080,000円
(4)	複合建築物				住宅以外の用途に供する部分をこの表(1)の項の非住宅建築物とみなして認定等の申請に係る建築物の種別及び認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる

		額に、住宅の用途に供する部分を同表(2)の項の一戸建ての住宅又は同表(3)の項の共同住宅等とみなして認定等の申請に係る建築物の種別及び認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考 1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。 2 「登録住宅性能評価機関」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。 (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消		

費性能判定機関（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この項において同じ。）

(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）

(3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

3 「モデル建物法」とは、省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。

4 「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

5 「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号(1)及び同号ロ(2)若しくは第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

6 第1項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

第6条の4第5項各号列記以外の部分中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、同項第1号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「評価方法の種別」を「評価方法」に改め、同項第2号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「及び確認の申請書の欄」を削り、同項第1号中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第2号の表を次のように改める。

項	床面積の合計	金額
(1)	100平方メートル以内のもの	38,000円

(2)	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	50,000円
(3)	200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	72,000円
(4)	300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	97,000円
(5)	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円
(6)	2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	307,000円
(7)	10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	524,000円
(8)	50,000平方メートルを超えるもの	814,000円

備考

- 1 この表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）
 当該建築に係る部分の床面積（建築基準法第86条の8第1項又は第3項の認定を受けた全体計画に係る建築物を建築する場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積の2分の1）
 - (2) 法第30条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - (3) 既存建築物に同一棟として増築する場合 当該増築に係る部分の床面積と当該同一棟とする建築物の増築に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積
 - (4) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕若

しくは模様替又は用途の変更（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積の2分の1と当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積の10分の1とを合計した面積

- (5) 法第30条第5項の規定により交付があったものとみなされた建築物の計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 第1項の表の備考5の規定は、この表についても適用する。

第6条の4第7項及び同条第8項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条第9項各号列記以外の部分中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「及び確認の申請書の欄」を削り、同項第1号中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第2号の表を次のように改める。

項	昇降機の内容	金額
(1)	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	24,000円
(2)	確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
(3)	小荷物専用昇降機を設置する場合（この表の次項に規定する場合を除く。）	13,000円
(4)	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円

備考

- 「小荷物専用昇降機」とは、建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。
- 金額の欄に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。

第6条の4第10項の表以外の部分中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「評価方法の種別」を「評価方法」に改め、同項の表を次のように改める。

項	変更の認定の申請に係る建築物の種別及び変更の認定に係る評価方法		変更の認定に係る部分の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円
	その他	モデル建	300平方メートル未満	51,200円

		の 物 法 に よ る も の	の も の	
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	64,900円
			1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	85,300円
			2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	137,500円
			5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	179,200円
			10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	215,200円
			25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	252,300円
			50,000平方メートル 以上のもの	326,500円
		そ の 他 の も の	300平方メートル未満 のもの	132,400円
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの	165,700円
			1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの	213,600円

				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	304,500円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	374,900円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	442,900円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	505,200円
				50,000平方メートル以上のもの	629,700円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの			3,700円
		その他のもの	誘導仕様の基準によるもの	200平方メートル未満のもの	11,000円
				200平方メートル以上のもの	11,800円
			誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	15,700円
				200平方メートル以上のもの	17,200円
		その他のもの		200平方メートル未満のもの	20,700円
				200平方メートル以上のもの	23,000円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能評	300平方メートル未満	6,400円	

価機関等が性能 向上基準に適合 すると認めたも の		のもの	
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	12,600円
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	26,900円
		5,000平方メートル以 上10,000平方メート ル未満のもの	47,400円
		10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	75,500円
		25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	113,900円
		50,000平方メートル 以上のもの	172,200円
その他 のもの	誘導仕様 基準によ るもの	300平方メートル未満 のもの	19,900円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	33,800円
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	60,500円
		5,000平方メートル以 上10,000平方メート ル未満のもの	91,100円

	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円
	50,000平方メートル以上のもの	492,000円
誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	30,400円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	50,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円
	50,000平方メートル以上のもの	766,200円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,800円

				300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	67,500円
				2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	114,300円
				5,000平方メートル以 上10,000平方メート ル未満のもの	163,400円
				10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	320,700円
				25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	566,600円
				50,000平方メートル 以上のもの	1,040,700円
(4)	複合建築物				住宅以外の用 途に供する部 分をこの表(1) の項の非住宅 建築物とみな して変更の認 定の申請に係 る建築物の種 別及び変更の 認定に係る評 価方法の欄及 び変更の認定

	に係る部分の 床面積の合計 の欄に掲げる 区分に応じそ れぞれ同表の 金額の欄に掲 げる額に、住 宅の用途に供 する部分を同 表(2)の項の一 戸建ての住宅 又は同表(3)の 項の共同住宅 等とみなして 変更の認定の 申請に係る建 築物の種別及 び変更の認定 に係る評価方 法の欄及び変 更の認定に係 る部分の床面 積の合計の欄 に掲げる区分 に応じそれぞ れ同表の金額 の欄に掲げる 額を加算した 額
備考	

- 1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 2 第1項の表の備考5及び第4項の表の備考2から備考5までの規定は、この表についても適用する。

第6条の4第11項の表以外の部分中「第29条」を「第28条」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「表の書面」を「表の書面の交付を受けようとする建築物の欄、書面」に改め、「の種別」及び「住宅以外の用途に供する部分の」を削り、同項の表を次のように改める。

項	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	93,300円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	147,400円

		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	232,500円
		50,000平方メートル以上のもの	325,300円
その他 のもの	モデル 建物 法に よる もの	300平方メートル未満のもの	101,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	128,500円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	169,100円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	273,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	357,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	428,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	503,200円

				50,000平方メートル以上のもの	651,600円
			その他のもの	300平方メートル未満のもの	263,400円
				300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	329,900円
				1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	425,800円
				2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	607,600円
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	748,300円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	884,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,008,900円
				50,000平方メートル以上のもの	1,257,900円
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 更に該当すると認めたもの			5,900円
		その他のもの	誘導仕様	200平方メートル未満のもの	20,600円

		基準 によるもの	200平方メートル以上 のもの	22,100円
		誘導 基準	200平方メートル未満 のもの	29,900円
		併用 法によるもの	200平方メートル以上 のもの	33,000円
		その他 のもの	200平方メートル未満 のもの	39,900円
			200平方メートル以上 のもの	44,600円
(3)	共同住宅等	登録住宅性能 評価機関等が 軽微な変更 に該当すると認 めたもの	300平方メートル未満 のもの	11,300円
			300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	23,700円
			2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	52,300円
			5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの	93,300円
			10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの	149,800円
			25,000平方メートル	226,300円

その他 のもの		以上50,000平方メートル未満のもの	
		50,000平方メートル以上のもの	343,100円
	仕様 基準 による もの	300平方メートル未満のもの	38,400円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	66,200円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	119,600円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	180,700円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	331,500円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	560,400円
		50,000平方メートル以上のもの	982,600円
	併用 法に よる もの	300平方メートル未満のもの	59,300円
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	99,500円
		2,000平方メートル以	173,000円

				上5,000平方メートル未満のもの	
				5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円
				10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
				25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
				50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円
		その他のもの	300平方メートル未満のもの		80,200円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		133,500円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		227,100円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		325,300円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		640,100円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル		1,131,900円

				トル未満のもの	
				50,000平方メートル 以上のもの	2,080,000円
(4)	複合建築物				住宅以外の用途 に供する部分を この表(1)の項の 非住宅建築物と みなして書面の 交付を受けよう とする建築物エ ネルギー消費性 能向上計画の評 価方法の欄及び 書面の交付を受 けようとする建 築物の床面積の 合計の欄に掲げ る区分に応じそ れぞれ同表の金 額の欄に掲げる 額に、住宅の用 途に供する部分 を同表(2)の項の 一戸建ての住宅 又は同表(3)の項 の共同住宅等と みなして書面の 交付を受けよう とする建築物エ

		エネルギー消費性能向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の金額の欄に掲げる額を加算した額
備考 第1項の表の備考5から備考7まで並びに第4項の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。		

第6条の4第12項の表以外の部分中「第29条」を「第28条」に、「表の書面」を「表の書面の交付を受けようとする建築物の欄、書面」に改め、「の種別」及び「住宅以外の用途に供する部分の」を削り、同項の表を次のように改める。

項	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	金額
(1)	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認め	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円

たもの		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	117,000円
		50,000平方メートル以上のもの	163,400円
その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	64,900円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	85,300円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	137,500円
		5,000平方メートル以上	179,200円

			上10,000平方メートル未満のもの	
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	215,200円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	252,300円
			50,000平方メートル以上のもの	326,500円
	その他 のもの	300平方メートル未満 のもの		132,400円
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの		165,700円
		1,000平方メートル以 上2,000平方メートル 未満のもの		213,600円
		2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの		304,500円
		5,000平方メートル以 上10,000平方メー トル未満のもの		374,900円
		10,000平方メートル 以上25,000平方メー トル未満のもの		442,900円
		25,000平方メートル 以上50,000平方メー		505,200円

				トル未満のもの	
				50,000平方メートル	629,700円
				以上のもの	
(2)	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な 変更に対応すると認めたもの			3,700円
		その 他の もの	誘導仕 様基準 による もの	200平方メートル未満 のもの	11,000円
				200平方メートル以上 のもの	11,800円
			誘導基 準併用	200平方メートル未満 のもの	15,700円
			法によ るもの	200平方メートル以上 のもの	17,200円
			その他 のもの	200平方メートル未満 のもの	20,700円
				200平方メートル以上 のもの	23,000円
(3)	共同住宅等	登録住宅性 能評価機関 等が軽微な 変更に対応 すると認め たもの			
				300平方メートル未満 のもの	6,400円
				300平方メートル以上 2,000平方メートル未 満のもの	12,600円
				2,000平方メートル以 上5,000平方メートル 未満のもの	26,900円
				5,000平方メートル以 上10,000平方メート ル未満のもの	47,400円
				10,000平方メートル	75,500円

		以上25,000平方メートル未満のもの	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	113,900円
		50,000平方メートル以上のもの	172,200円
その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	19,900円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	33,800円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	60,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	91,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	166,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	280,900円
		50,000平方メートル以上のもの	492,000円
	誘導基準併用法によ	300平方メートル未満のもの	30,400円
		300平方メートル以上	50,500円

るもの	2,000平方メートル未満のもの	
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	87,200円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	243,300円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	423,600円
	50,000平方メートル以上のもの	766,200円
その他のもの	300平方メートル未満のもの	40,800円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	67,500円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	114,300円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	163,400円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	320,700円

				トル未満のもの	
				25,000平方メートル 以上50,000平方メー トル未満のもの	566,600円
				50,000平方メートル 以上のもの	1,040,700円
(4)	複合建築物				住宅以外の用途に 供する部分をこの 表(1)の項の非住宅 建築物とみなして 書面の交付を受け ようとする建築物 エネルギー消費性 能向上計画の評価 方法の欄及び書面 の交付を受けよう とする建築物の床 面積の合計の欄に 掲げる区分に応じ それぞれ同表の金 額の欄に掲げる額 に、住宅の用途に 供する部分を同表 (2)の項の一戸建て の住宅又は同表(3) の項の共同住宅等 とみなして書面の 交付を受けようと する建築物エネル

		ギー消費性能向上 計画の評価方法の 欄及び書面の交付 を受けようとする 建築物の床面積の 合計の欄に掲げる 区分に応じそれぞ れ同表の金額の欄 に掲げる額を加算 した額
備考 第1項の表の備考5及び第4項の表の備考2から備考6までの規定は、この表についても適用する。		

第6条の4第13項を削り、同条第14項中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「又は法第41条第2項」を削り、同項を同条第13項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条、第6条の2、第6条の3及び第6条の4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 6 号

八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正の件

八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第55号）等の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正に伴い幼保連携型認定こども園における職員配置の特例を延長するとともに、栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正を踏まえ幼保連携型認定こども園等の設備に関する基準を改めるにつき、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第8項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

（八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第2条 八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年八尾市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第35条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第7号

八尾市立認定こども園条例の一部改正の件

八尾市立認定こども園条例（平成30年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により乳児等通園支援事業が創設されることに伴い、当該乳児等通園支援を利用する保護者から徴収する利用料を定めるにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市立認定こども園条例の一部を改正する条例

八尾市立認定こども園条例（平成30年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援）

第6条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項の乳児又は幼児及びその保護者に対し、乳児等通園支援（同項に規定する乳児等通園支援事業として行う当該乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。）をすることができる。

2 前項の規定により乳児等通園支援を利用する乳児又は幼児の保護者は、1時間当たり300円を限度として規則で定める額の利用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを軽減することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第8号

八尾市児童遊園及びちびっこ広場の設置に関する条例の一部改正
の件

八尾市児童遊園及びちびっこ広場の設置に関する条例（昭和62年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

児童遊園を廃止するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市児童遊園及びちびっこ広場の設置に関する条例の一部を改正する条例

八尾市児童遊園及びちびっこ広場の設置に関する条例（昭和62年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表児童遊園の部植松町六丁目児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

八尾市国民健康保険条例の一部改正の件

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い保険料の法定軽減に係る所得判定基準の引上げを行うほか、厚生労働省による国民健康保険条例参考例の一部改正に伴い、保険料の徴収猶予の取扱いを改めるにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

第22条第1項中「1に」を「いずれかに」に改め、「6箇月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第16条第1項の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第10号

八尾市都市公園条例の一部改正の件

八尾市都市公園条例（昭和43年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

公園整備事業により整備された公園等を都市公園として追加する等につき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市都市公園条例の一部を改正する条例

八尾市都市公園条例（昭和43年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 太田九丁目公園の項を削り、同表に次のように加える。

永畑町二丁目第2公園	八尾市永畑町二丁目地内
若林町二丁目第2公園	八尾市若林町二丁目地内

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

八尾市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部改正の件

八尾市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年八尾市条例第38号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）の一部改正に伴い、条例において引用する同令の条項を整理するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

八尾市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める
条例（平成24年八尾市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第12号

八尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の件

八尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年八尾市条例第42号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の勤務年数区分を変更するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

八尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年八尾市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中		を			に改める。
	30年 以上		30年 以上 35年 未満	35年 以上	
	千円		千円	千円	
	979		979	1, 079	
	909		909	1, 009	
	849		849	949	
	809		809	909	
	734		734	834	
	689		689	789	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した八尾市非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した八尾市非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第13号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、総務部等関係条例の規定を整理するにつき、条例を制定する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(八尾市有功者待遇条例の一部改正)

第1条 八尾市有功者待遇条例（昭和27年八尾市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(八尾市個人情報保護に関する法律施行条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 八尾市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年八尾市条例第32号）第8条

(2) 八尾市行政不服審査法施行条例（平成28年八尾市条例第13号）第12条

(3) 行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年八尾市条例第53号）第5条第1項

(八尾市職員給与条例及び八尾市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号）第42条の3第3号及び第4号並びに第42条の4第1項第1号及び第3項第1号

(2) 八尾市職員の退職手当に関する条例（昭和38年八尾市条例第227号）第12条の2第1項第1号及び第5項第2号、第12条の3の見出し及び同条第1項第1号、第12条の4第1項第1号並びに第12条の6第4項

(八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例の一部改正)

第4条 八尾市職員の退職給付及び障害給付に関する条例（昭和32年八尾市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同項第4号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第21条第1項第1号中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(八尾市消防団条例の一部改正)

第5条 八尾市消防団条例（昭和41年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(八尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 八尾市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年八尾市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第7条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この条において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法の施行に伴う関係条例の整理に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（八尾市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（八尾市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 3 条第 1 号の規定による改正後の八尾市職員給与条例第 42 条の 4 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（八尾市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 3 条第 2 号の規定による改正後の八尾市職員の退職手当に関する条例第 12 条の 2 第 1 項及び第 5 項、第 12 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 12 条の 6 第 4 項並びに八尾市職員の退職手当に関する条例第 12 条の 6 第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第14号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、環境部関係条例の規定を整理するにつき、条例を制定する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(八尾市生活環境の保全と創造に関する条例及び八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 八尾市生活環境の保全と創造に関する条例（平成30年八尾市条例第21号）第60条から第62条まで
- (2) 八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成29年八尾市条例第71号）第18条

(八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例の一部改正)

第2条 八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成29年八尾市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第46条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第47条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第15号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、都市整備部及び下水道部関係条例の規定を整理するにつき、条例を制定する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(八尾市屋外広告物条例の一部改正)

第1条 八尾市屋外広告物条例（平成29年八尾市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第57条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(八尾市下水道条例の一部改正)

第2条 八尾市下水道条例（昭和47年八尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第3号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第16号

単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準を定める条例制定の件

単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準を定める条例を次のとおり制定するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

八尾市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年八尾市条例第30号）の廃止に伴い、同条例の規定を準用する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年八尾市条例第12号）の全部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準を定める条例

単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年八尾市条例第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「従業員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 従業員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外手当、休日勤務手当、深夜手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める従業員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外手当、休日勤務手当、深夜手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給料）

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対し、支給する。

2 給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

（扶養手当）

第4条 扶養手当は、市長が定める扶養親族のある従業員に対して支給する。

（地域手当）

第5条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等並びに国及び他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、従業員に対して支給する。

(住居手当)

第6条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている従業員で市長が認めるものに対して支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、次に掲げる従業員に対して支給する。

- (1) 通勤距離が片道2キロメートル以上で、通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする従業員
- (2) 通勤距離が片道2キロメートル以上で、通勤のため自転車、原動機付自転車その他の交通の用具を使用することを常例とする従業員

(在宅勤務等手当)

第8条 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして任命権者が定める場所において勤務することを命ぜられた従業員で市長が認めるものに対して支給する。

(特殊勤務手当)

第9条 特殊勤務手当は、特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する従業員に対して支給する。

(時間外手当)

第10条 時間外手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた従業員に対して、その正規の勤務時間を超えてした勤務について支給する。

(休日勤務手当)

第11条 休日勤務手当は、休日（市長が定める休日をいい、当該休日を振り替えた場合を除く。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた従業員に対して、当該勤務について支給する。

(深夜手当)

第12条 深夜手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した従業員に対して、当該勤務について支給する。

(期末手当)

第13条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの

日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する従業員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した従業員(市長が定める従業員を除く。)についても、同様とする。

(勤勉手当)

第14条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する従業員に対して、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した従業員(市長が定める従業員を除く。)についても、同様とする。

(退職手当)

第15条 退職手当は、従業員が退職をしたときに支給する。

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第11条の規定に該当し退職させられた者

3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、任命権者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納させ、又は納付させることができる。

(支給額決定の基準)

第16条 従業員の給与の額は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めるものとする。

(給与の減額等)

第17条 従業員が、欠勤、遅参、早退、病気休暇(規則で定める場合に限る。)、介護休暇その他の無給休暇、部分休業(当該従業員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により従業員が当該従業員との間における同項に規定する特別養子

縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該従業員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である従業員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市長が定める者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認その他の事由により勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、規則で定めるところにより、その者の給与額を減額する。

- 2 従業員が休職にされたときは、規則で定めるところにより給与を支給することができる。この場合において、職員の分限に関する条例（昭和26年八尾市条例第110号）第7条の規定の適用については、同条中「に別段」とあるのは、「及び単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和7年八尾市条例第 号）に別段」とする。
- 3 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた従業員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 4 地方公務員法第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の承認を受けた従業員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 5 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた従業員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項において準用する同法第6条第1項ただし書の許可を受けた従業員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。
- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた従業員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。
（会計年度任用従業員の給与）

第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される従業員の給与の種類及び基準については、他の従業員及び八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）の適

用を受ける職員との権衡を考慮し、規則で定める。

（委任）

第 19 条 従業員の給与等の額及び支給方法等その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された従業員は、第 2 条第 3 項に規定する従業員とみなして、同条の規定を適用する。

（八尾市職員の厚生制度に関する条例の一部改正）

3 八尾市職員の厚生制度に関する条例（昭和 56 年八尾市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 42 年八尾市条例第 12 号）」を「単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和 7 年八尾市条例第 号）」に改める。

議案第17号

八尾市職員旅費条例制定の件

八尾市職員旅費条例を次のとおり制定するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正により、国家公務員の旅費制度が見直されることを踏まえ、本市職員の旅費制度を見直すにつき、条例の全部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市職員旅費条例

八尾市職員旅費条例（昭和27年八尾市条例第127号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 旅費の種目及び内容（第6条－第21条）

第3章 雑則（第22条－第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号及び次条第2項第3号において同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その勤務場所（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 本市の要請に基づいて国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて本市の職員となった者がその採用に伴う移転のため住所又は居所から勤務地に旅行すること（市長が特に必要と認めるものに限る。）をいう。
- (5) 帰住 職員が死亡した場合において、その遺族が生活の根拠となる地に

旅行すること（市長が特に必要と認めるものに限る。）をいう。

- (6) 遺族 職員の配偶者（職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者として市長が認めるものを含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、本市と旅行役務提供契約（旅行者等が本市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、本市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下この号及び第4号、次項並びに第19条第1項において「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (4) 職員が、出張又は赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (5) 職員が、出張又は赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員

法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給することができる。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、本市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める

場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第2章 旅費の種目及び内容

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当及びその他の旅費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

（鉄道賃）

第7条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第10条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（特別職の職員（八尾市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和44年八尾市条例第17号）第1条各号に掲げる者及び教育長をいう。以下同じ。）に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第8条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第10条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（特別職の職員に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第9条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる

運賃に加えて別に支払うものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級（運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動する場合には、最上級の直近下位の級））の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第11条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して27,000円（外国旅行にあつては、65,000円）を超えない範囲内において規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）を超えない範囲内の額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第12条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を超えない範囲内の額とする。

（宿泊手当）

第13条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して2,400円（外国旅行にあっては、5,400円）を超えない範囲内において規則で定める1夜当たりの定額とする。

2 職員が災害応急対策又は災害復旧のため、市長が別に定める被災地域に出張し、かつ、出張先に滞在する場合において、特に必要があると市長が認めるときの宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、1日につき3,970円とする。ただし、当該被災地域の地方公共団体から災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条に規定する災害派遣手当を支給される場合にあっては、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第14条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第16条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第15条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第16条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。

以下このア及びイ並びに次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 1 号イ又は第 2 号イに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第 17 条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第 18 条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第 3 条第 2 項第 5 号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、930,000円とする。

（その他の旅費）

第19条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

第20条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第21条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第3章 雑則

（旅費の計算）

第22条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第7条第1項各号、第8条第1項各号、第9条第1項各号及び第10条各号に掲げる各費用について、当該各条及び前条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第11条、第12条、第14条、第15条、第16条第1項、第17条及び前条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の請求手続）

第24条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者

及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、任命権者が定める必要な資料を任命権者に提出しなければならない。この場合において、その資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

（旅費の調整）

第25条 任命権者は、旅行者が本市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 特別職の職員以外の者が特別職の職員に随行し、又は同行して旅行する場合で、公務上必要があると任命権者が認めるときは、当該特別職の職員以外の者の旅費について当該特別職の職員と同額の旅費を支給することができる。

（旅費の返納）

第27条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、当該任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八尾市職員旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に発せられた旅行命令等による旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等が発せられ、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項の規定は、同項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の第6条の2の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(八尾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

5 八尾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年八尾市

条例第167号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「八尾市職員旅費条例(昭和27年八尾市条例第127号)」を「八尾市職員旅費条例(令和7年八尾市条例第 号)」に改める。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八尾市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「八尾市職員旅費条例(昭和27年八尾市条例第127号)」を「八尾市職員旅費条例(令和7年八尾市条例第 号)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、別表教育委員会委員の項から農地利用最適化推進委員の項までに掲げる者及びこれらに準ずると市長が認める者にあつては特別職の職員と、その他の職員にあつては特別職の職員以外の者とみなす。

(八尾市実費弁償条例の一部改正)

- 7 八尾市実費弁償条例(昭和31年八尾市条例第168号)の一部を次のように改正する。

第2条中「八尾市職員旅費条例(昭和27年八尾市条例第127号)に規定する別表の3号に掲げる額」を「八尾市職員旅費条例(令和7年八尾市条例第 号)の規定による旅費」に改める。

(八尾市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

- 8 八尾市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和44年八尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(八尾市職員給与条例の一部改正)

- 9 八尾市職員給与条例(昭和23年八尾市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

(八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 10 八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第43条」を「第44条」に改める。

第12条第2項中「第43条から」を「第44条から」に、「給与条例第43条中「現に必要とする旅費を」とあるのは「現に必要とする旅費に相当する費用を八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）第14条第2項に規定する費用弁償として」と、給与条例第49条第1項中「この条例」とあるのは」を「給与条例第49条第1項中「この条例」とあるのは、」に改める。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 八尾市職員旅費条例（令和7年八尾市条例第 号）の規定は、短時間勤務会計年度任用職員に対する旅費に相当する費用弁償について準用する。
（八尾市消防団条例の一部改正）

- 11 八尾市消防団条例（昭和41年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 旅費の支給方法は、八尾市職員旅費条例（令和7年八尾市条例第 号）の規定を準用する。

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

- 12 教育長の給与等に関する条例（昭和39年八尾市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

（委任）

- 13 附則第2項から第4項までに掲げるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第18号

八尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例制定の件

八尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するにつき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正により、乳児等通園支援事業が創設されることに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に従って本市の基準を定めるにつき、条例を制定する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例

目次

第1章 総則（第1条－第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条－第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例の用語の定義は、法の定めるところによる。

（基本理念）

第3条 この条例で定める基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（基準の向上）

第4条 市長は、八尾市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

（乳児等通園支援事業者における設備及び運営の向上等）

第5条 乳児等通園支援事業者は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、当該基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職

員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第 1 1 条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第 1 2 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第 1 3 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第 1 4 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第 1 5 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第 1 6 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し

運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情

を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、本市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建

建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、各一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支

援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

令和6年度八尾市一般会計第9号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市一般会計第9号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第20号

令和6年度八尾市国民健康保険事業特別会計第3号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市国民健康保険事業特別会計第3号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第21号

令和6年度八尾市介護保険事業特別会計第3号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市介護保険事業特別会計第3号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第22号

令和6年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計第2号補正予算の
件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計第2号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第23号

令和6年度八尾市病院事業会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市病院事業会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第24号

令和6年度八尾市水道事業会計第2号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市水道事業会計第2号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第25号

令和6年度八尾市公共下水道事業会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度八尾市公共下水道事業会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第26号

令和7年度八尾市一般会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和7年度八尾市一般会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第27号

令和7年度八尾市国民健康保険事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和7年度八尾市国民健康保険事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第28号

令和7年度八尾市財産区特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和7年度八尾市財産区特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第29号

令和7年度八尾市介護保険事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和7年度八尾市介護保険事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第30号

令和7年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和7年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第31号

令和7年度八尾市土地取得事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和7年度八尾市土地取得事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第32号

令和7年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和7年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第33号

令和7年度八尾市病院事業会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和7年度八尾市病院事業会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第34号

令和7年度八尾市公共下水道事業会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和7年度八尾市公共下水道事業会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第35号

令和7年度八尾市一般会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度八尾市一般会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第36号

包括外部監査契約締結の件

包括外部監査契約を締結するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成14年八尾市条例第22号）第5条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

八尾市長 山 本 桂 右

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を目的とする。
- 2 契約の始期 令和7年4月1日
- 3 契約金額 12,100,000円を上限とする額
- 4 契約金の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後に一括して支払う。
ただし、必要に応じ前金払をすることができる。
- 5 契約の相手方 茨木市舟木町18番12号
常峰 和子（公認会計士）

令和 7 年 3 月市議会定例会提出議案
令和 7 年 2 月発行（R 6－189）
八尾市総務部政策法務課